

施設等利用給付認定申請の案内

○幼児教育・保育の無償化

島根大学教育学部附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）で教育標準時間に係る保育料及び入園料について、施設等利用給付 1 号認定を受けることにより、無償化しています。

また、「保育を必要とする事由」がある場合は、施設等利用給付 2 号認定を受けることにより、附属幼稚園の保育料及び入園料のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の利用料を月額 11,300 円まで無償化します。

各世帯の状況により施設等利用給付 1 号認定申請をするか、施設等利用給付 2 号認定申請をするかを選択し、**入園する月の前月までに施設等利用給付認定申請を必ず行ってください。**

※施設等利用給付認定を受けた日以降の附属幼稚園の利用料などを無償化します。申請日より前に遡って附属幼稚園の利用料などを無償化することはできません。

・施設等利用給付 1 号認定：満 3 歳以上の就学前こどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難でないもの。

・施設等利用給付 2 号認定：満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までを経過した就学前こどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

※施設等利用給付 1 号認定を受けた後に施設等利用給付 2 号認定に変更したり、施設等利用給付 2 号認定を受けた後に施設等利用給付 1 号認定に変更することは可能です。

○施設等利用給付認定申請の方法

施設等利用給付 1 号認定申請する場合は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を、施設等利用給付 2 号認定申請する場合は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育を必要とする事由を証明する書類」を、附属幼稚園が指定する期日までに附属幼稚園へ提出してください。

※保育所幼稚園課で申請書を受け付けた日が申請日となります。

※「保育を必要とする事由を証明する書類」は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の裏面で御確認ください。

※「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育を必要とする事由を証明する書類」のうち所定用紙があるものは、市ホームページ及び保育所幼稚園課で取得できるほか、附属幼稚園でも取得できます。

<「保育を必要とする事由」についての留意事項>（裏面参照）

- ① 「就労」の事由について、1 月当たり 48 時間以上の労働が常態としているとは認められない場合、認定開始日に遡って認定を取り消し、施設等利用費の返還を求めることがあります。
- ② 「妊娠・出産」の事由で認定する場合、それまでの就労の状況により「育児休業中の継続利用」の事由で認定できない場合があります。
- ③ 「育児休業中の継続利用」の事由について、育児休業から復職しないまま自己都合等で退職した場合、「育児休業中の継続利用」の認定開始日に遡って認定を取り消し、施設等利用費の返還を求めることがあります。

○施設等利用費の支給方法

(1) 附属幼稚園の保育料及び入園料

現物給付（島根大学による施設等利用費の法定代理受領）となります。保育料及び入園料は徴収されません。ただし、途中退園した場合は、無償化とならない入園料の一部が徴収されます。

(2) 認可外保育施設などの利用料

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の利用料はお支払いいただきます。

その後、施設等利用給付 2 号認定の有効期間に利用した認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業料を 3 か月分ごとに市役所が支給（償還払）します。

問い合わせ先：松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係 TEL:0852-55-5312

保育を必要とする事由については、裏面を御確認ください。

主な保育を必要とする事由		施設等利用給付認定の有効期間
就 労	1 月当たり 48 時間以上労働することを常態として いる。 ※産前産後休暇又は育児休業を取得している期間 は、保育を必要とする事由は「就労」にはなりません。	認定起算日から最長で施設等利用給付 認定こどもが小学校就学の始期に達する までの期間 ※有期雇用の場合は雇用満了日が属す る月の末日までの期間となります。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。	出産予定日前 8 週（多胎児は 14 週）の 初日が属する月の認定起算日から、出産 日（出産予定日で認定した場合は出産 予定日）から起算して 8 週を経過する翌 日が属する月の末日までの期間
疾 病 ・ 障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身 体に障がい有しており、保育困難である。	認定起算日から最長で施設等利用給付 認定こどもが小学校就学の始期に達する までの期間
常 時 介 護	同居の親族を常時介護している。 ※被介護者が介護保険制度の要介護状態区分に おいて要介護 2 以上又は重度障がい有する場 合のみ対象となります。	同上
常 時 看 護	同居の親族を常時看護している。 ※被看護者が乳児（0 歳）の場合は、家庭において 必要な医療的ケアが常時必要でなければ保育の 必要性は認められません。	同上
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている。 ※教育・保育給付認定（企業主導型保育施設含 む）又は施設等利用給付認定のいずれかで年度 内に最大 2 回まで認定します。ただし、求職活動 による認定後、1 か月以上「求職活動以外の事 由」が認定されている場合のみ、2 回目の求職活 動が認定されます。 ※求職活動で認定を受けた翌年度に求職活動で 再度認定を受ける場合は、以前の有効期間から 1 か月以上の期間を空ける必要があります。	認定起算日から、同日から起算して 75 日を経過する日が属する月の末日までの 期間 ※求職活動の回数は世帯で勘定し、兄 弟姉妹が既に求職活動で認定を受け ている場合は、当該認定の有効期限ま でとなります。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校 その他これらに準ずる教育施設に在学している。	認定起算日から最長で保護者の卒業予 定日が属する月の末日までの期間
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練 を受けている。	認定起算日から最長で保護者の修了予 定日が属する月の末日までの期間
育 児 休 業 中 の 継 続 利 用	育児休業を取得する前から就労により継続して預 かり保育又は認可外保育施設を利用（認可保育所 と同程度の継続的な役務の提供であること）し、 <u>出 産後も継続して利用</u> している。 ※一時預かり保育、一時預かり事業、病児保育事 業及び子育て援助支援事業は適用されません。	認定起算日から保護者の育児休業が満 了する日の属する月の末日までの期間又 は当該育児休業に係るこどもが満 2 歳に 達する日の属する月の末日までの期間の いずれか短い期間

※施設等利用給付認定の有効期間は施設等利用給付 2 号認定の場合を記載しています。